

令和7年第1回

おいらせ町議会臨時会

会議録第1号

おいらせ町議会 令和7年第1回臨時会記録

おいらせ町議会 令和7年第1回臨時会記録				
招 集 年 月 日	令和7年5月2日（金）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和7年5月2日 午前10時05分 議長宣告			
散 会	令和7年5月2日 午前11時45分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	15名			
欠 席 議 員	9 番	田 中 正 一		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	田 中 貴 重
	財 政 管 財 課 長	田 中 淳 也	まちづくり防災課長	久保田 優 治
	税 務 課 長	堤 雅 之	町 民 課 長	佐 藤 啓 二
	健 康 保 険 課 長	鈴 木 政 康	子 育 て 支 援 課 長	小 向 正 樹
	介 護 福 祉 課 長	松 山 公 士	農 林 水 産 課 長	柏 崎 和 紀
	商 工 観 光 課 長	柏 崎 勝 徳	地 域 整 備 課 長	岡 本 啓 一
	会 計 管 理 者	澤 頭 則 光	病 院 事 務 長	栗 嶋 泰 幸
	教育委員会教育長	松 林 義 一	学 務 課 長	福 田 輝 雄
	社会教育・体育課長	三 村 俊 介	選挙管理委員会委員長	田 中 直 喜
	選挙管理委員会事務局長	成 田 光 寿	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智
	農業委員会事務局長	柏 崎 和 紀	監 査 委 員	柏 崎 堅 一
	監査委員事務局長	小 向 正 志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	小 向 正 志	事務局 次 長	中 里 浩
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1 承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町町税条例の一部を改正する条例について)		
	2 承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)		
	3 承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)		
	4 承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)		
	5 承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度おいらせ町一般会計補正予算(第8号)について)		
	6 議案第42号	水槽付消防ポンプ自動車(下田第5分団)購入契約の締結について		
議 員 提 出 議 案 の 題 目	1 委員会の閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)			
開 議	午前10時05分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)			
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	1 番 小 向 幸 祐 議員			
	2 番 大 浦 陽 子 議員			

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	松林議長	おはようございます。 今臨時会前に、議員の皆様、今年度の新採用町職員の紹介及び異動があった課長の紹介をしたい旨、申入れがありましたので、これを許します。 [新採用町職員及び異動課長の紹介]
	事務局長 (小向正志君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。 議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるよう、お願いいたします。
	松林議長	ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回おいらせ町議会臨時会を開会いたします。 (開会時刻 午前10時05分)
	松林議長	直ちに本日の会議を開きます。 なお、9番、田中正一議員は欠席であります。
議事日程 報告	松林議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
会議録署名 議員の指名	松林議長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、1番、小向幸祐議員及び2番、大浦陽子議員を指名いたします。
会期議題	松林議長	日程第2、会期の決定を議題といたします。 会期決定の前に、議会運営委員会の報告を求めます。 委員長、演壇にてお願いします。 議会運営委員長。

委員長報告	川口議会運営委員長	議会運営委員会より報告いたします。 去る４月１５日告示、本日招集されました令和７年第１回おいらせ町議会臨時会の会期等について、本日５月２日午前９時半から議会運営委員会を開催し、審査した結果、本臨時会の会期は、別紙配付の「会期及び審議予定表」のとおり、本日５月２日の１日とすることに決定いたしました。本日２日金曜日は、審議予定表のとおり、議案等の一括上程及び議案審議となります。 以上のとおり、進行してまいりたいと思いますので、何とぞ、議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、委員会報告といたします。
	松林議長	議会運営委員会の報告が終わりました。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日５月２日の１日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	＊＊「なし」の声＊＊ 異議なしと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日５月２日の１日とすることに決しました。
諸般の報告	松林議長	日程第３、諸般の報告をいたします。 議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しております。 なお、令和７年４月１５日付で、田中正一議員より議会運営委員の辞任願が提出されました。閉会中でありましたので、おいらせ町議会委員会条例第１２条第２項の規定により、４月１６日付で辞任を許可し、同条例第７条第１項の規定により、４月１７日付で檜山忠議員を後任者として指名しましたので、ご報告いたします。 また、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため、関係職員の議場内出入りをする事の許可を与えておりますので、各議員に報告しておきます。
行政報告	松林議長	日程第４、行政報告の申入れがありましたので、これを許します。 初めに、「八戸圏域８市町村国土強靱化地域計画」の改定について、

	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	当局の説明を求めます。 まちづくり防災課長。 おはようございます。それでは、「八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画」の改定についてご説明いたしますので、行政報告資料ナンバー1をご覧ください。 併せて、議員には冊子で配付しました計画本編と附属資料もお手元にご用意ください。 それでは、ご説明いたします。 まず、1趣旨、目的の(1)改定の趣旨ですが、平成31年3月に当町を含む八戸圏域8市町村合同で策定しておりました「八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画」の計画期間の満了に伴い、令和6年度中に圏域8市町村合同での見直しを行い、新たな5か年計画として改定したものです。 本計画は大規模自然災害から住民を守るための指針となるもので、国及び県の国土強靱化基本計画と調和を図るとともに、その連携及び役割分担を図るため修正を行っております。また、防災に関わる最新の知見や社会情勢の変化等を反映したほか、令和6年の能登半島地震を踏まえての取組も追加・修正しています。 次の(2)改定までの経過ですが、八戸圏域全体での意見照会、圏域の担当課長及びワーキング・グループ会議で検討しております。 次の(3)本計画の構成ですが、お配りした2冊の計画の本編と附属資料の2部構成となっており、計画本編は8市町村共通版となっており、附属資料のリスクシナリオごとの対応方策は、市町村ごとに作成しています。 この中でのリスクシナリオとは、大規模自然災害での最悪の事態を想定し、これを回避するための事前に備えるべき目標と対応方策をまとめたものとなり、この目標を達成する際の事業実施に当たり、国等からの補助等を得るため、実施の有無を問わず想定される全ての事業を掲載してあるものです。 次の(4)パブリックコメントの実施結果ですが、8市町村のいずれにも意見はありませんでした。 次のページをご覧ください。 2具体的な内容での(1)計画期間は、令和7年度から令和11年度までのおおむね5年間としています。
--	-------------------------------	---

		(2) 計画本編ですが、主な見直し内容は、第1章趣旨の位置づけでは、計画期間の変更、第2章考え方での変更はなく、第3章地域特性では、人口等の各種データや地震・津波被害想定調査、近年における主な災害の更新であります。第4章脆弱性評価では、直近の県計画の変更を踏まえた表記の整合性などの見直しを行い、事前に備えるべき目標では、表記の見直しを行い、リスクシナリオでは、表記の見直しと項目の追加・統合を行っています。第5章推進方針では、直近の国と県の計画変更及び能登半島地震を踏まえた取組を追加・修正を行い、対応方策では、ドローン等のデジタル技術の活用、長期間にわたる避難生活対策、避難所等における熱中症予防対策の強化などを追加し、連携項目では、取組項目の追加・変更を行っており、8市町村が連携して取り組む項目は、防災拠点の整備を防災気象情報の利活用へ変更しています。第6章計画の推進では、計画の進捗管理に関する記載の修正、資料では、計画策定までの経過等の削除を行っています。 次の(3)附属資料は、別冊でお配りしているリスクシナリオごとの対応方策となりますが、計画本編第5章強靱化の推進方針の詳細を更新し、当町分をまとめたものとなります。 最後に、3国及び県の支援ですが、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組については、国や県の関係交付金、補助金の採択等についての支援が得られるものですので、実施の有無を問わず、なるべく多くの事業を掲載しております。 以上、改定の概要をご説明しましたが、本日配付しました改定後の計画本編とリスクシナリオについてはお持ちいただき、何かございましたら、まちづくり防災課、または事業担当課までお問合せくださればと思います。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 次に、町公用車、公共施設におけるNHK受信契約の未処理について、当局の説明を求めます。 総務課長。 それでは、配付資料ナンバー2、町公用車、公共施設におけるNHK受信契約の未処理についてをご用意ください。
	松林議長	
	総務課長 (成田光寿君)	

【青森県上北郡おいらせ町議会】

		1 の概要であります。 本件につきましては、3 月以降、新聞紙上等において、県や多くの市町村等、行政機関や自治体の事例が掲載しておりますので、議員各位もご承知の事案だと思いますが、当町においても、公用車カーナビ使用に関し、NHK受信料の未契約及び未払いの状況等を調査した結果、同様の事案が判明しましたので、今後の対応も含めて報告するものであります。 2 の当町の調査結果であります。 3 月下旬に各課配置公用車のカーナビ、併せて、各課所管公共施設のテレビも対象に契約状況等を調査いたしました。 まず、公用車の関係であります。 消防車両も含めた車両全 7 2 台のうち、カーナビ等テレビ受信機能がついているものは 6 台で、うち契約済みが 2 台、未契約が 4 台でありました。未契約 4 台の内訳は、資料掲載のとおりです。 次に、公共施設関係であります。 学校や消防施設も含めた公共施設全 6 7 施設に設置しているテレビのうち、契約済みが 8 1 台、未契約が 2 0 台ありました。未契約の内訳は、資料掲載のとおりです。 次のページに進みます。 未契約の原因であります。既に他の自治体で公表されている理由と同様で、一般家庭と異なり、事業所の場合は設置台数ごとに受信契約が必要であるとの認識が職員に不足していたものであります。 下、4、未契約分の手続の関係であります。 こちらも他の自治体で公表されている理由と同様で、現在、未契約分の契約や支払い等について、NHK側と協議、相談を行っており、内容が整い次第、契約及び予算補正等の手続を進めることになります。 5、今後の対応策と再発防止策であります。 今回の事案を受けて、テレビやカーナビを設置する際のNHK受信契約の留意点を庁内に周知し、適正な事務処理の遂行を徹底したほか、今後、公用車のカーナビ等設置に際し、特に必要がある場合を除き、テレビ放送が受信できない機器を選定することといたします。 資料説明は以上であります。このたびの事案に関し、適正な事
--	--	--

提案理由の 説明		務処理がなされず、このような事態を招くことになり、この場をお借りいたしましておわび申し上げます。 以上で終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これで行政報告は終わります。
	松林議長	日程第５、議案の一括上程について。 承認第２号から承認第６号及び議案第４２号まで、以上６件を一括上程いたします。 町長から提案理由の説明を求めます。 演壇にてお願いします。 町長。
	町長 (成田 隆君)	おはようございます。 議員各位には、何かとご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。 初めに、承認第２号、おいらせ町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。 本件は、令和７年度税制改正による地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、本年３月３１日に公布、同年４月１日から施行されたことに伴い、本条例の所要の改正を行うため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、去る３月３１日付で専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 次に、承認第３号、おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。 本件は、減収補填制度改正による原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第１０条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が、本年３月３１日に公布、同年４月１日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、去る３

		月 3 1 日付で専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 次に、承認第 4 号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。 本件は、令和 7 年度税制改正による地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が、本年 3 月 3 1 日に公布、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、去る 3 月 3 1 日付で専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 次に、承認第 5 号、おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。 本件は、減収補填制度改正による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 6 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正が、本年 3 月 3 1 日に公布、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、去る 3 月 3 1 日付で専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 次に、承認第 6 号、令和 6 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。 本件は、既定予算の総額に 1, 3 2 7 万円を追加し、予算の総額を 1 3 3 億 1 7 万 8, 0 0 0 円としたもので、去る 3 月 3 1 日付で専決処分を行ったものであります。 主な内容は、歳出では、ふるさと応援寄附基金積立金及び子どものための教育・保育給付費を増額し、歳入では、地方消費税交付金及び特別交付税を増加したほか、財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額したものであります。 次に議案 4 2 号、水槽付消防ポンプ自動車（下田第 5 分団）購入契約の締結について、ご説明申し上げます。 本案は、木ノ下地区の下田第 5 分団に配置している消防ポンプ自
--	--	---

当局の説明	松林議長	動車の老朽化に伴い、水槽つきの車両に更新するものであります。 去る４月２１日に、株式会社八戸鉄工所ほか９者により指名競争入札を執行したところ、４，４７７万円で株式会社八戸鉄工所が落札者と決定したので、この契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第８号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案するものであります。 以上、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 以上で、提案理由の説明が終わりました。 日程第６、承認第２号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。
	税務課長 (堤 雅之君)	おはようございます。 それでは、承認第２号について、ご説明申し上げます。 議案書は５ページから１３ページになります。 本件は、令和７年度税制改正による地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、本年３月３１日に公布となり、同年４月１日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第１７９条第１項に基づき、令和７年３月３１日付で専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 それでは、主な改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、３０ページをご覧ください。 まず、上段の第１８条、公示送達ですが、納税通知書等を郵送する際、その送達ができなかった場合に、役場庁舎前の掲示場に文書を掲示し、送達したものとみなすものが公示送達であります。この掲示の方法について、町のホームページへの掲載によりインターネット上での閲覧を可能にするとともに、庁舎内に設置したモニター等に映し出すことで、閲覧を可能とするものであります。

	なお、中段の第18条の3については、この改正に伴う用語の整理を行ったものであります。 次に、30ページ下段の第34の2、所得控除ですが、いわゆる103万円の壁問題として改正されたものになりますが、大学生の年代の子に係る特定扶養控除について、現行の給与収入103万円から150万円に引き上げる特定親族特別控除額を創設するものであります。 なお、31ページ上段の第36条の2から33ページ中段の第36条の3の3までについては、この改正に伴う用語の整理を行ったものであります。 次に、33ページ下段の第82条、種別割の税率ですが、軽自動車税として課税する原動機付自転車、いわゆる原付について、現行の排気量50ccのものが今年11月に実施される排ガス規制への適合が困難であるとの理由から、今後の生産ができなくなることへの対策として、最高出力を4キロワット以下に抑えた排気量125cc以下の原付をこれまでの50cc相当として取り扱い、課税するための区分を新設したものであります。 なお、34ページの第89条については、この改正に伴う用語の整理を行ったものであります。 次に、34ページ中段の第90条、身体障害者等に対する種別割の減免ですが、道路交通法の改正に伴い、マイナンバーカードを運転免許証として利用する、いわゆるマイナ免許証の運用が始まったことに伴い、軽自動車税の障害者減免の申請の際に、これまでの運転免許証に代えて、マイナ免許証の提示により申請を可能としたものであります。 なお、35ページ中段の第3項にかけましては、この改正に伴う用語の整理を行ったものであります。 次に、35ページ下段の附則第10条の2ですが、36ページ上段の同条第26項にかけまして、地方税法の附則第15条に規定する固定資産税の特例の改正に伴い、引用条項の整理を行ったものであります。 よって、具体的に特例の割合が変更されたものではなく、福島復興再生特別措置法に規定する課税標準の特例措置が廃止されたことに伴い、1つの項番号が削除されたことにより、それ以降の項番号が繰り上がったものであります。
--	---

		次に、３６ページ中段の附則第１０条の３、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ですが、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、申告の手続を一部見直しするとともに、令和７年３月３１日までとしていた適用期限を２年間延長し、令和９年３月３１日までとしたものであります。 次に、３６ページ下段の附則第１６条の２の２、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例ですが、３８ページにかけて、製造たばこのうち加熱式たばこについて、課税の適正化の観点から、その重量に応じて紙巻きたばこの数量に換算する方式とするなどの見直しが行われたものであります。 具体的には、紙類を材料とした加熱式たばこにつきましては、１本当たりの重量０．３５グラムをもって紙巻たばこ１本に換算するほか、紙類以外を材料とした加熱式たばこにつきましては、０．２グラムをもって紙巻たばこ１本に換算するというものであります。 ここまでが本則の改正内容となりますが、ページを戻っていただきまして、１１ページ上段をご覧ください。 この改正条例の施行日については、附則第１条施行期日のとおり、令和７年４月１日としております。 ただし、第１号から第３号の各号に規定する条項に関しては、それぞれに規定する施行日となります。 また、中段の附則第２条から１３ページの附則第６条では、それぞれ、公示送達、町民税、固定資産税、軽自動車税及び町たばこ税に関する改正規定の適用に関する経過措置を規定しております。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 １２番。
	１２番 (檜山 忠君)	聞きたいことがあるのですがけれども、今までバイクの５０ｃｃまでは普通免許で乗れたわけですね。それが１２５ｃｃまで普通免許で乗れるようになると、そのように理解していいですか。
	松林議長	税務課長。

	税務課長 (堤 雅之君)	それではお答えいたします。 議員おっしゃるとおり、１２５ｃｃであっても自動車免許を所有していれば乗れるということにはなるのですが、最高出力を４キロワット以下に抑えたというのがポイントになっていまして、４キロワットというのは馬力に換算しますと大体５．６馬力です。これが５０ｃｃ相当のエンジンのバイクになります。その新規格に対応した１２５ｃｃのバイクであれば、自動車の普通免許で運転できるということになります。
	松林議長	１２番。
	１２番 (檜山 忠君)	分かりましたが、要するに改造しなければならない、１２５ｃｃを５０ｃｃまでの馬力に、それこそ改良しなければならないと理解しなければならないですか。 それと、もう１つは、４月１日からそれはもう施行になると理解していいですか。
	松林議長	税務課長。
	税務課長 (堤 雅之君)	まず、改造する必要はありません。といいますのも、１２５ｃｃの新規格でこれから製造されるバイクであれば、新規格と掲示されておりますので、そこで分かると。あと、ナンバーがそもそもこれまでの５０ｃｃがつきますので、そこで見分けがつきます。１２５ｃｃであれば、ピンク色のナンバーになります。５０ｃｃであれば、白色のナンバーになりますので、そのナンバーで自分の免許で乗れるかどうか。要は、今まで５０ｃｃに乗れていた人であれば、１２５ｃｃのバイクであっても、白色のナンバーがつきますので、それで乗れるということになります。 施行日は、本年の４月１日であります。 以上です。
	松林議長	１２番。
	１２番	最後にもう１つ確認したい。

	(檜山 忠君)	今現在、125ccのバイクであれば、それはどういうことになりますか。そのまま乗れるのですか。それもお聞きしたいです。
	松林議長	税務課長。
	税務課長 (堤 雅之君)	今現在、125ccとして売られているバイクは、馬力自体が4キロワットを超えております。よって、普通自動車の免許では運転できないということになります。当然ナンバーもピンク色になっていますので、普通免許では運転できないということになります。 よろしいですか。
	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	今の改正案の部分で確認をしたいのですが、高齢者の方々と、ほとんど原付免許、50ccの免許しか持っていない人もいるわけですね。今の説明を聞きますと、新しく規制に係る125ccが新規で開発された車は50ccの免許でいい、乗れるという意味なのか、それとも、現行のバイクだとこれから生産されないとマスコミにも出ていましたけれども、原付免許で、じゃあ、この新規に開発された125ccで4キロ以下のバイクだと、原付免許でも乗れるということなのか、そこを説明いただきたい。
	松林議長	税務課長。
	税務課長 (堤 雅之君)	お答えいたします。 今現在、原付免許しか持っていない方が新しい125ccの白ナンバーの交付されたバイクに乗れるかということであれば乗れます。乗れます。 50ccのバイクの生産そのものが排ガス規制によって今後でなくなるということから、50ccは生産されないことになりますので、その原付免許しか持っていない方が新しい制度で救われると考えていただければいいかと思います。 よろしいですか。
	松林議長	11番。

	1 1 番 (平野敏彦君)	今の課長の説明は1回目は分かりました。 今度は、4月1日以降施行される法律に基づいて、新規格の125ccで4キロワット以下のバイクが開発されたのであれば、それは原付免許でも乗れると解釈していいということですが、既存の125ccは、じゃあ、乗ってはいけないという理解されますけれども、この辺のPRというのはどうするのですか。特に高齢者の人はこのような規格とかそういうものは全然理解できないと思うのですよ。この4月からもう執行されるわけですから、特に農家の人とかはバイクで乗っている人が結構多いので、この辺のPRの仕方も併せてお聞かせいただきたい。
	松林議長	税務課長。
	税務課長 (堤 雅之君)	それではお答えいたします。 まずはPRの方法ということですが、税務課としましては、納税通知、あるいはそれに絡む広報活動の中でお知らせするという以外はないのですが、ご存じのとおり新聞であったりテレビであったり、様々なメディアで既に報道されているものでありますし、今、50ccのバイクに乗っていて原付の免許しか持っていない方は、しばらくはそれに乗るでしょうから、そのまま全く問題ありません。仮にその50ccのバイクが壊れましたとなったときに、新しく50ccが新車で買えない状態になりますので、125ccであるのですが、50ccの免許で乗れる新規格のバイクの区分を新設しますという話になります。そのとき、原付免許しかなくても、今の50ccのバイクが壊れても、新規格の125ccのバイクを買って乗ることができるということ……。 よろしいでしょうか。
	松林議長	1 1 番。
	1 1 番 (平野敏彦君)	課長が説明しているのも分かりますけれども、納付書にもそういう改正になったのを知らせますよということは分かります。 私はやはりその年齢に達している人については、もうこれからは現行のバイクを更新すれば、これ以外に乗れませんよということ

		簡単に付け加えて、趣旨を徹底したほうがいいと思うのですよ。字句だけですと、高齢者は、これは理解に苦しむと思いますよ。 今のバイクに乗っているのが、今度は、50ccは買えないということになるわけですから。そういうときは、あなたはこのバイクを廃止したら、次はこういうバイクでないと乗れませんよというようなものを付け加えてPRしたほうが、私はより効果があると思います。ひとつよろしくお願いします。
	松林議長	税務課長。 11番議員の質問は分かりましたよね、さっきまでの質問。
	税務課長 (堤 雅之君)	はい。
	松林議長	じゃあ、そのようにやってください。
	税務課長 (堤 雅之君)	分かりました。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから承認第2号について採決をいたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
	松林議長	日程第7、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。

当局の説明	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから承認第３号について採決をいたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
	松林議長	日程第８、承認第４号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。
	税務課長 (堤 雅之君)	それでは、承認第４号についてご説明申し上げます。 議案書は１７ページから１９ページになります。 本件は、令和７年度税制改正による地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が、本年３月３１日に公布となり、同年４月１日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第１７９条第１項に基づき、令和７年３月３１日付で専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 それでは、主な改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、４１ページをご覧ください。 まず、上段の第２条課税額ですが、国民健康保険の円滑な運営を確保する観点から、第２項で定める基礎課税額にかかる限度額を６５万円から６６万円に、高齢化に伴う医療費の増加を抑制するという観点から、第３項に定める後期高齢者支援金等課税額にかかる限度額を２４万円から２６万円にそれぞれ引き上げたものであります。 このことによって、第４項で定める介護納付金課税額にかかる限度額の１７万円と合わせて、国民健康保険税の課税限度額は、改正前の１０６万円から１０９万円となり、３万円の引き上げとなったものであります。 次に、４１ページ下段の第２３条国民健康保険税の減額ですが、４２ページに移りまして、上段は先ほどの第２条の改正のとおり、

		基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額にかかる限度額をそれぞれ引き上げたものであります。 また、国保税は所得に応じた減額措置があり、構成世帯の所得に応じて均等割額及び平等割額が減額されますが、４１ページ中段の第２号では、その５割軽減について、下段の第３号では２割軽減について、それぞれ軽減判定所得の基準額の改定を行ったものであります。 なお、この改正条例の施行日は、本年４月１日であります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。
	(議員席)	これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	松林議長	**「なし」の声** なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから承認第４号について採決をいたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
	松林議長	日程第９、承認第５号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。
	税務課長 (堤 雅之君)	それでは、承認第５号についてご説明申し上げます。 議案書は２０ページから２２ページになります。 本件は、減収補填制度改正による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第２６条の地方公共団体等

		を定める省令の一部改正が、本年３月３１日に公布となり、同年４月１日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第１７９条第１項に基づき、令和７年３月３１日付で専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 それでは、主な改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、４３ページをご覧ください。 この制度は、地域における産業の集積、観光資源、特産物など、自然的、経済的及び社会的な観点から見た地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注機会の増大などの経済的効果をもたらすものとして、青森県では県内全市町村を対象区域としているもので、県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき整備された施設であって、一定の要件を満たした場合に、その固定資産税を３年間減額するというものになりますが、その効果を持続させるという観点から、４３ページ上段の第２条課税免除の下線部分のとおり、その適用期限を令和７年３月３１日から３年間延長し、令和１０年３月３１日としたものであります。 なお、この改正条例の施行日は、本年４月１日であります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 １１番。
	１１番 (平野敏彦君)	今の説明ですと、県が指定した事業所というようなことでありますけれども、当町ではどのような実態になっているのか、お聞かせいただきたい。
	松林議長	税務課長。
	税務課長 (堤 雅之君)	それではお答えいたします。 本条例は平成３０年に制定されたものであります。それ以降、３０年度以降、この条例に該当した事業所はありません。１件もありません。 以上です。

当局の説明	松林議長	ほかにごいませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ごいませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから承認第５号について採決をいたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ごいませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。 ここで暫時休憩いたします。１１時１５分まで休憩いたします。
		(休憩 午前１０時５５分)
	松林議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
		(再開 午前１１時１５分)
当局の説明	松林議長	日程第１０、承認第６号、専決処分の承認を求めることについて を議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	それでは、承認第６号についてご説明申し上げます。 議案書は２３ページから２６ページになります。 本件は、既定予算の総額に１，３２７万円を追加し、予算の総額 を１３３億１７万８，０００円としたもので、去る３月３１日付で 専決処分を行ったものであります。 主な内容についてご説明いたします。 別冊令和６年度一般会計補正予算（第８号）に関する説明書をご

		用意ください。 まず、歳入の主な内容になります。 5 ページをご覧ください。 7 款 1 項 1 目地方消費税交付金 4, 4 1 8 万 3, 0 0 0 円の増額、及び 1 1 款 1 項 1 目特別交付税 7, 4 7 5 万 8, 0 0 0 円の増額は、交付額確定により計上したものです。 6 ページをご覧ください。 1 9 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 1 億 4, 6 2 6 万 8, 0 0 0 円の減額は、当補正予算に係る財源調整として計上したものです。 なお、令和 6 年度末の財政調整基金残高は約 1 9 億 6 0 0 万円となる見込みです。 次に、歳出の内容についてご説明いたします。 7 ページをご覧ください。 2 款 2 項 1 目企画総務費の 2 4 節ふるさと応援寄附基金積立金 2 0 0 万円の増額は、歳入のふるさと応援寄附金の増額に伴い計上したものです。 3 款 2 項 2 目児童措置費の 1 9 節子どものための教育・保育給付費 9 7 0 万円の増額は、支出見込み額精査により計上したものです。 なお、今回の予算補正につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これより、歳入・歳出全般の質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 一般会計補正予算（第 8 号）に関する説明書 5 ページから 7 ページです。質疑ございませんか。
	松林議長	
	(議員席)	※※「なし」の声※※
	松林議長	なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。

当局の説明	(議員席) 松林議長	***「なし」の声*** 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから承認第6号について採決をいたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	***「なし」の声*** 異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
	松林議長	日程第11、議案第42号、水槽付消防ポンプ自動車（下田第5分団）購入契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	それでは、議案第42号について、ご説明申し上げます。 議案書の27ページと28ページをご覧ください。 また、入札結果は、最終44ページに載せておりますので、併せてご覧ください。 本案は、木ノ下地区の下田第5分団に配置している消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、水槽つきの車両に更新するものであります。 去る4月21日に、株式会社八戸鉄工所ほか9者により指名競争入札を執行したところ、4,477万円で株式会社八戸鉄工所が落札者と決定したので、この契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。 現在、下田第5分団に配置している消防車両は、平成4年1月に配備したもので、町が更新の目安とする30年を超える33年を経過し、車両やポンプの老朽化が懸念されるほか、木ノ下、鶉久保、古間木山地区など、下田第5分団が管轄する広範囲の区域に住宅密集地が増加し、また、山林もありながら水利が不足する地域でもあることから、このたびの車両更新に当たり、水槽付ポンプ車の整備を行い、火災をはじめとした災害等発生時の迅速かつ適切な対応など、消防体制の充実・強化を図るものであります。

		なお、購入予定の車両は、現在の車両と同等のＣＤ－１と呼ばれるある程度小回りの利く従来型のポンプ車に、１トン、１，０００リットルの水槽を搭載する新しいタイプの車両で、納入期限は令和８年３月末日としております。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑ございませんか。 ３番。
	３番 (小笠原伸也君)	何点かお聞きしたいところがあるのですが、今、説明もありましたが、老朽化に伴ってということで、３３年たつということであるようですが、町民の生命と財産を守るということで、これは消防団の重要な役割というのは誰でも認識しているところでありますけれども、３３年たつ、だけど、今、これは動いている消防自動車だと思うのですね。これは動いている消防自動車もやはり３３年だから、３０年超えているからということで新車にしたのか、これが１点ですね。 ２点目、来年の購入計画はもう立ってあるのか。これが２点目。 ３点目、消防予算というのがおいらせ町は４億円ほど取ってあるようですが、借りるお金というのが、借金だと思いますけれども、令和７年で、４，５３０万円の借りるお金というのが、これは出てきているようですね。その借金を抱えながらも、４，４００万円ほどの立派な大きい消防自動車が、これは必要なのでしょうか。これは、町民は非常に心配する点にもなってくると思うのですけれども、いかがでしょうか。 この３点、お聞きしたいと思います。
	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	それでは、小笠原議員の質問にお答えします。 まず、１点目の現在の車両は動いているものなのかというところかと思うのですが、３３年経過してもそれなりにはメンテナンス等して、長もちさせてきておりますので、今現在は動いていますが、老朽化はしているということで、いつ逆に壊れるかも分からない危

		険な車両でもありますので、目安とした年度で更新していきたいと考えております。 2点目の来年の計画はということで、来年も計画しておりまして、近隣で百石第三分団の更新を予定しております。 3番目の質問になる消防の予算4,530万円あまりの地方債、借金だということですが、そのとおりですが、現在、活用する予定の緊急防災・減災事業債というのが、令和7年度、今年度で終わりの起債の事業になりますけれども、非常に有利と言われるもので、充当率100%で、元利償還金に対する交付税の措置率70%ということで、従来の消防の事業債よりは非常に有利で、町の財源もそんなに今までよりはかからないということで、省力化しているかと考えております。 以上です。
	松林議長	3番。
	3番 (小笠原伸也君)	それで、私、近隣市町村の消防自動車、配置組織概要、消防団の、調べてみたところ、普通消防ポンプ自動車、これは、おいらせ町は現段階で14台、それから水槽付消防ポンプ自動車、これは現段階で5台あって、プラス1になるからこれは6台になると思うのですけれども、この4,000万円超えの消防自動車、6台目になるかと思うのですけれども。 これは三沢市の場合、確認したところ、三沢市は、この4,000万円超えの水槽付消防ポンプ自動車って、これはゼロ台ですよ。1台も持っていない。三沢の消防団では1台も持っていないのをおいらせ町は6台目を買うことにしているわけですね。 東北町も確認したところ、東北町も同じく、普通ポンプ車が10台、それからこの水槽付というやつ、高いやつはゼロ台になっています。それで、小型電動ポンプ付積載車、これが7台ということで、東北町も三沢市も持っていないものをおいらせ町は6台目を買っているということで、しかも、借金もしているという、ここのところ、それが1点。 それから、八戸市とこれは地域広域市町村圏域事務組合の活動に負担金をおいらせ町も出しているわけですよ。だから、八戸の消防署関連に負担金を出している。もちろんのこと、火事があれば八戸

	松林議長 まちづくり防災課長 (久保田優治君)	消防署が動いて、先頭に立って八戸消防署が動いて、消防団はその後に動くとか決まっているそうです。消防団が消防署の前に動くということはないと、私は第1分団の人から聞いたことがあるのですね。 ということで、この小回りがあまり利かない、でっかい、4,400万円の消防自動車、これは本当に必要なのか、見直しを検討することは考えないでしょうか。お聞きしたいと思います。 まちづくり防災課長。 小笠原議員の再質問にお答えします。 近隣の市町、三沢と東北町が例に出たのですけれども、消防団に水槽付きの車両が配備されていないということですが、三沢市につきましては、単独消防、常備消防を持っている関係もあって、消防署に大型の水槽付タンク車を整備していると。台数ははっきり分かりませんが、ということで聞いています。うちよりも多分に広範囲であるということで、分署も含めて、消防署も各所にあるということです。そっちの常備が充実している関係で、後方で補助する消防団についての消防車両の整備計画上、三沢市はそういう考えを持っていないということだと思います。 東北町も併せて、中部上北の広域事務組合で、常備消防も持っていますけれども、そちらで大型のタンク車等を持っている関係で、消防団には逆に小型のポンプ車とか、可搬式のポンプ車を配備して細かく行くということ。 水利の設備状況が、三沢市さんも東北町さんも分からないので、うちとは多分、条件が違うだろうということで考えています。 2番目の八戸広域の常備消防団負担金を抱えての消防団に、タンク車を常備する必要があるのか。しかも、借金で整備する必要があるのかということですが、主だった財源として、消防のタンク車とかポンプ車を買う関係もあるのですが、補助率が低くて、これまで有利とされていた防衛省の補助であっても上限等が定められている中で、この現在使っている緊急防災・減災事業債というのが非常に有利で、充当率100%ということですので、仮に借金であっても、これまで使ってきた補助金よりは有利だと町では考えております。
--	---	---

	松林議長 町長 (成田 隆君)	よって、タンク車を配備する部分では、下田地区には今まで9分団がある中で、1台しか南になかったので、北部地区の水利の足りない部分を補うためには、水槽つきが非常に有効だと感じている関係で、今回整備しているものです。 以上です。 町長。 今の関連づけで少しお話したいと思いますけれども、小笠原議員におかれまして、本当に町の財政を心配されて、こういう質問をされたということで、ありがたく受け止めなければならない問題だなと感じております。 そして、先ほど4,000万円を超えるタンク車が必要かという厳しいご指摘もありましたけれども、実は、藤ヶ森に今年の4月1日に納車した部分は、7,000万円超えた消防車、タンク車を納車して、そのときも、少しもう少し早く言ってもらえればありがたかったのですけれども、今、言ってもらって。 実は、私も基本的な考えからいきますと、少し高いなと。できるだけ業者をいっぱい集めて安く落札するように入札を考えてしないと駄目だよというところまで言っているのですけれども、その見積もりにあったような落札価格で落ちてしまったということで、大きいとは言いながら、消防車の場合は扱う業者が限られて、この入札書にもあるとおり、一般の自動車屋さんにはもうタンクつき、あるいはポンプをつけるのを持っていないということで、3者ですか、4者ですか、辞退されるというような厳しい状況なもので、日本に消防ポンプをつくっているメーカーが3者しかないとかという話ですので、そういう部分ですと、どうしても高止まりしてしまうのかなという気がしています。 そして、しからば買わなくてもいい、配車しなくてもいいのではないかという、古いのを使えということになりますと、今、全国的にも消防団員になる人たちが減っているし、応募者が少なくなっている。私の思いからいきますと、消防団の士気の低下をできるだけ抑えたいなという部分で、そして、またほとんどボランティアに近い出動ですね。夜も、あるいは祭日でもいつでも、この頃特に土日出動が多いわけですし、そういう部分でこの人たちに町としてどう
--	-----------------------------------	--

		いうことができるのかなということになりますと、日当いくら、月いくらとできればいいですけども、それはできないということです。 しからば、少し士気を向上させるためにも、できるだけ使いにくい古いのというよりも、新しいもの、最新式のものを配置して、そういう部分で、変な言い方、少し誤解を招くような言い方になるかもしれないかもしれませんが、何とか安心して喜ばせるようなことをできるのは、町としての役目でないのかなということで、私も少し小笠原議員の言うような若干疑問もありますけれども、やはり消防団がなくなれば、それは一番大変だということですね。 それでも、今現在、町の消防団員は減っていると伺っています。そして、また、大変難しい問題もありますけれども、少ないところと少ないところと統合する方法も考えていかなければ、町でさえも合併しているのだから、消防団といえども合併する、あるいは統合するということも考えていかなければならないのかなという、担当者と相談はしていますけれども、これとて、先ほど言いました士気の低下につながるようなことはしたくないという思いで、できるだけ存続できるところは存続させて維持していったほしいなということで、予算の使い方としては、人件費として払うのではなく、そういう設備に、多少無理があったとしても予算を分配して、そういう部分で消防団員をできるだけ減らさないようにしていきたいものだなという考えをしておりますので、これは、いずれは今の小笠原議員が言ったような問題、あるいは課題は、解決する時期は来と思いますけれども、今現時点では、まだそこまでいっていないような気がして、まず、消防団の確保が第一だと思って、そういう部分で無駄ではないような気がして、予算をつけていますので、できればほかの議員の方々もご了承、ご承認くだされば大変ありがたいと思います。よろしくお願いします。
	松林議長	よろしいですか。 ほかにございませんか。 14番。
	14番 (西館芳信君)	私も消防財政の関係で、1年ぐらい前に一般質問で取り上げました。

		やはり人員を減らすとか、あるいはそういう待遇をもう少し厳しいものにすると、そういうことと関係なく、私は町の財政をちゃんとさせるためには、この消防の改革というのは避けられないと思います。 今、ただ、私が一般質問した結果に沿った、今、町長の発言でしたので、そこは若干安心しましたがけれども、今、質問するのは、私は、じゃあ、少しでも減らすということであれば、費用をですね。やはり4,000万円とか7,000万円、こういう高額なものに対しては、入札の在り方そのものが変わってもいいのではないかと思います。 まず、この入札の結果を見ますと、互光産業なんかは、八戸の、でも、大概全くふだなじみのない事業者で、この人たちが入ることによって、私たちに提供される消防自動車の性能が向上したり、あるいは何らかの面での便宜性、そういうものが向上するのですかと、これは前に質問したことがありましたけれども、そういうことはないという回答でした。 じゃあ、ないということであるのであれば、ここでは、自治法の96条というのがまず言われていましたけれども、これは法的根拠がある96条、これは入札事件の一定ものは議会にかけなければならないよということです。それから、入札そのものを、物品を購入するためにはやらなければならないのと同じく、地方自治法の234条だかどうたっています。 でも、これは何だかんだ入札しなければならないということは結論だけれども、入札そのものはどういう形態でなければならないのかということは、何も言及していないと思うのですよ。私が言いたいことは、何もこういう仲介業者を挟まなくてもいいんじゃないかと。今、そういうのを、国でもどこでも、もうストレートにやる時代ですから、ストレートにメーカーに呼びかけて、それでなおかつ、入札の要件を満たす入札にすべきではないかと。 でも、私はそれを、どうすればそれが、要件がかなうかわからないけれども、ぜひこれは、可能性があるかないか分かりませんよ。担当者は研究してみて、もしできるのだったら、直接やったら別に中間の業者の人たちは大いに必要だと、こういう点、必要なんだというのであれば別ですけども、かつて回答をいただいたようなものであれば、直接やっても差し支えないと思いますので、その辺研
--	--	--

		究してもらえればなと思います。いかがでしょうか。
	松林議長	財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	入札の件ですので、私から答弁をしたいと思います。 まず、直接という話、確かに直接やったほうが安く上がるような感じがします。ただ、一方で、町の入札に関しましては、2年に1回、入札参加資格の申請を、受付をしております、その中で申請をしている業者の中で、資格があるといいますか、取扱いがあるという業者を選んで、今回もそうですけれども、県内から消防自動車を取り扱っている業者、今回は10者を指名して入札を執行しているところであります。 詳しく言うと、もう少し、あと数者ぐらいあったのかなと思いますけれども、消防ポンプ自動車という記載がなかったものですから、記載のある10者を今回は指名しているということでご了承いただきたいと思います。 ただ、直接こちらからメーカーに問合せというのは、現状では難しいと思っております。 以上です。
	松林議長	14番。
	14番 (西館芳信君)	答弁を聞いて、再質問というようにお話をさせていただきますけれども、私が話をしているのは、資格の応札できる業者の基準だとか、そういうことをお話しているんじゃないです。町以外の業者が名を連ねたから面白くないなとそういうことではないのです。あくまでも入札の仕方、これが可能であれば、ほかにもたくさんのできるものがありますよね。多分出てくると思うのです。しかも、日本国中の自治体がそういうところに目をつけていないかつけているか分からないけれども、そういう話にもならないのは、確かに課長が言うように、そういう私がしゃべったような、余裕がない、結構窮屈な縛りになっているのかもしれないかもしれませんが、それは分かりつつも、こういうことでできないですよと、不可能ですよと。あくまでも効率的な問題かと思いますが、そういうのをぜひ田中課長から示してもらえればありがたいなということで、別に最後は要望

委員会の閉 会中の継続 調査の申し 出	松林議長	ということで終わらせていただきます。
	(議員席)	ほかにございませんか。
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。
	(議員席)	これから討論を行います。討論ございませんか。
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	(議員席)	これから議案第４２号について採決をいたします。
日程終了	松林議長	本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	異議なしと認めます。
	松林議長	よって、本案は原案のとおり決しました。
	松林議長	日程第１２、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。
	(議員席)	議会運営委員長から、所掌事務の調査について、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。
	松林議長	お諮りします。
	松林議長	委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
	(議員席)	異議なしと認めます。
	松林議長	したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
	松林議長	以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。
	(議員席)	ここで、町長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。
	松林議長	演壇にてお願いします。町長。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 7 年 7 月 1 1 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 大 浦 陽 子

署名議員 小 向 幸 祐